

第6章 その他関連事項

第6章 その他関連事項

1 災害廃棄物（ごみ）処理に関する検討事項

1) 災害時の応急業務に対する発注方法と支払いする額の考え方

(1) 国庫補助制度の概要に関して

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条（昭和45年法律第137号）において、「国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」とされている。また、その補助率は同法施行令第25条（昭和46年政令第300号）により、「法律22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額についておこなうものとする。」とされている（特例を除く）。

主な災害時に係る国庫補助金交付要綱は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・災害等廃棄物処理事業費国庫補助金・・・資料編1・廃棄物処理施設災害復旧費補助金・・・資料編2 |
|--|

2) 災害等廃棄物処理事業費

- ・厚生省環第109号（昭和50年2月18日通知）
- ・環廃対発第070402002号（平成19年4月2日改正通知）
- ・環廃対発第111012001号（平成23年10月12日改正通知）（環境事務次官通知）

(1) 災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。また、災害等廃棄物処理事業補助金は、市町村が通常のコスト以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

(2) 補助対象事業の範囲

- ①市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）
- ②市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

(3) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

- ①労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- ②自動車、船舶、機械器具の借上料
- ③自動車、船舶、機械器具の燃料費
- ④機械器具の修繕費
- ⑤し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ⑥処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑦自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額
- ⑧条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限る。なお、当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）

（４）補助対象から除外されるもの

- ① 1市町村の事業に要する経費が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19でいう指定都市をいう。以下同じ。）及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあっては事業費800千円未満のもの
- ② 1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあっては事業費400千円未満のもの
- ③漂着ごみ被害にあっては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するもの
 - ア 海岸保全区域内の漂着ごみ被害
 - イ 災害に起因しない漂着ごみ被害にあっては、1市町村における処理量が150m³未満のもの
 - ウ 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの
 - エ 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

（５）他の災害復旧事業との調整

他の災害復旧事業で補助対象となった事業については、災害等廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできない。

3）廃棄物処理施設災害復旧費

（１）災害復旧事業

災害復旧事業とは、災害にかかった施設を原型に復旧する（原型に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を復旧することを含む。）ことを目的とするものであり、災害にかかった施設を原型に復旧する事が著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を復旧する事を目的とするものとは、災害復旧事業とみなすものとする。

- ・厚生省環第110号（昭和50年2月18日通知）
- ・環廃対第070906004号（平成19年9月6日改正通知）（環境事務次官通知）

(2) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は、都道府県、市町村、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条の 5 第 1 項の指定により指定を受けた法人（以下「廃棄物処理センター」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「P F I 選定事業者」という。）、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）により設立した法人（以下「広域臨海環境整備センター」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「地方公共団体等」という。）が設置した施設であって、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ①一般廃棄物処理施設
- ②浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日衛浄第 67 号）による事業に限る。）
- ③産業廃棄物処理施設
- ④広域廃棄物埋立処分場
- ⑤ P C B 廃棄物処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営する者に限る。）

(3) 補助対象経費

補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 11 日環廃対発第 050411001 号）、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱（昭和 53 年 5 月 31 日厚生省環第 382 号）、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 4 年 5 月 22 日）である。

(4) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

- ① 1 施設の復旧事業に要する経費が次の表 6-1-1 に掲げる金額未満のもの

表 6-1-1 各施設の限度額

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設	<p>それぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・P F I 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円</p> <p>ただし、一部事務組合又は、広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円</p>
し尿処理施設	
コミュニティ・プラント	
汚泥再生処理センター	
生活排水処理施設	
ごみ処理施設	
廃棄物循環型処理施設	
廃棄物運搬用パイプライン施設	
埋立処分地施設	
マテリアルリサイクル推進施設	
エネルギー回収推進施設	
有機性廃棄物リサイクル推進施設	
最終処分場	
浄化槽（市町村整備推進事業）	市町村 400 千円
産業廃棄物処理施設	<p>都道府県、市、廃棄物処理センター及び P F I 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円</p> <p>ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円</p>
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター 1,500 千円
P C B 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 1,500 千円

②事務所、倉庫、公舎等の施設

③工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの

④維持工事とみられるもの

⑤災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの

⑥明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの

⑦甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(5) 他の災害復旧事業との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混合しないこと。

(6) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

4) 被害状況の報告

- ・地方公共団体等は、災害その他の事由が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、様式第1号又は様式第2号を作成の上、都道府県を通じて環境大臣あてに提出するものとする（広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社にあつては、都道府県を介さずに行うものとする）。
- ・都道府県は、管下の市町村から提出された様式第1号及び様式第2号を環境大臣あてに提出するに当たって、様式第3号を添付するものとする。
- ・被害額の算出にあたっては、正確にかつ速やかに行うものとし、報告後から実地調査の前までの間において所要経費に変更が生じた場合は直ちにその旨を報告するものとする。

5) 被害状況の実地調査

環境省は、第3による報告について、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）により、実地調査を行い、国庫補助対象額を算定するものとする。

6) 事業計画の変更に伴う事前協議

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実施に際して、交付申請書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。

①事業費の増及び30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第4で実施した実地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、実地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

②事業費の30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

③事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

7) その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、廃棄物対策課長、浄化槽推進室長又は産業廃棄物課長が別途定める。

2 収集運搬、仮置場設置等の事業費積算方法

1) 事業の申請と手続き

(1) 災害の発生から事業の完了までの手続きに関して

災害の発生から事業の完了までの大まかな事務手続きは次のとおりである。

ア 災害報告

異常な天然現象によって、災害廃棄物が発生したり、廃棄物処理施設が被災した場合には、市町村等は都道府県を通じ被害の状況を管轄の地方環境事務所に報告する。

イ 災害報告書の作成

補助金の申請をしようとする場合には、災害報告書を作成の上、申請を行う。

ウ 災害査定

査定官及び立会官により、災害査定を行い、事業費の確定を行う。

エ 補助金交付手続き

災害査定が終了し事業費が確定されると、環境省より「限度額通知」を送付するので、補助金交付申請手続きを行う。事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付を受ける（補助金交付申請時に事業が完了している場合には、交付申請と実績報告を同時に行う場合もある）。

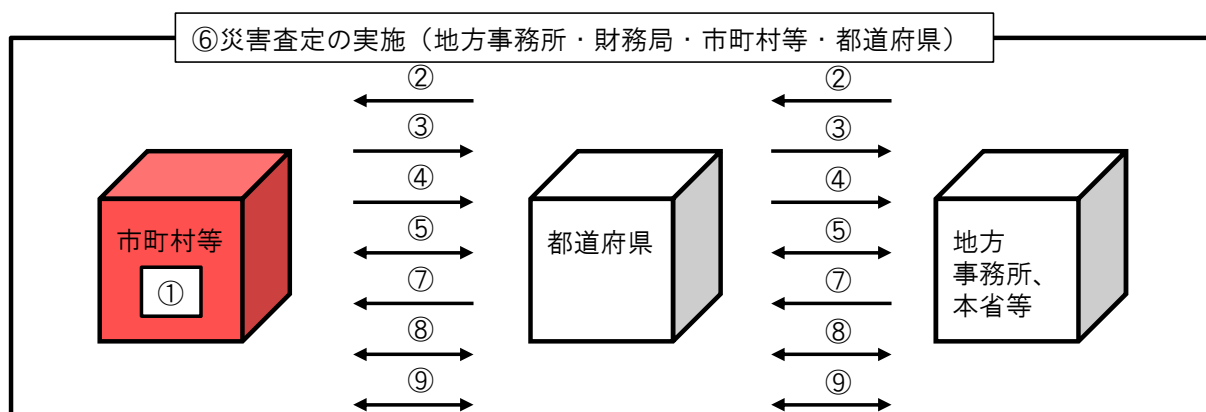


図 6-2-1 災害廃棄物処理事業フロー

表 6-2-1 災害廃棄物処理事業フロー

No	事項	主体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	地方事務所→都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
④	災害廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→地方事務所→本省
⑤	災害査定日程調整	都道府県（市町村）←→地方事務所・財務局
⑥	災害査定の実施	地方事務所・財務局・市町村等・都道府県
⑦	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑧	交付申請及び交付決定	本省←→都道府県←→市町村等
⑨	実績報告及び交付確定	本省←→都道府県←→市町村等

資料：災害関係業務事務処理マニュアルより作成

2) 収集運搬の事業費積算に関して

- ①交通誘導は、必要性を十分に確認し必要最小限度の範囲で対象とする（公共工事設計労務単価を限度額とする）。・・・災害関係業務事務処理マニュアル P22
- ②収集・運搬にかかる高速道路使用料金は補助対象か？・・・災害関係業務事務処理マニュアル P22、P136
 →一般道が災害により閉鎖をされる、広域処理のため遠方へ運搬する必要がある場合など、特に必要と認められる場合を除き有料道路の使用料金は補助対象外である。
 （補助対象とした前例）
 ・広域処理を行うために遠方へ災害廃棄物を運搬する必要があったことから補助対象とした事例がある（平成 23 年東日本大震災）。
- ③被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やリサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か？例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か？・・・災害関係業務事務処理マニュアル P138
 →他市町村へは協定、覚書又は委託契約などが、処理業者へは委託契約が必要である。発災直後は口頭連絡等でやりとりをしていたものであっても、口頭約束のみでは補助対象としては認められず、追って書面での契約等を行いその内容が各印できるよう留意されたい。
- ④災害等廃棄物の収集をボランティアで行った場合には、その活動に必要な経費は補助対象か？・・・災害関係業務事務処理マニュアル P135
 →補助対象外である。
 →あくまでもボランティアであって、ボランティア活動に対して補助をすることはできない。なお、シルバー人材センターなどに仮置場での分別作業等を委託した等の委託関係があれば補助対象になり得る。

3) 仮置場設置等に関して

①仮置場の土地購入費は補助対象か？・・・災害関係事務処理マニュアル P142

→土地の購入費は補助対象外である。

②仮置場の造成費は補助対象か？・・・災害関係事務処理マニュアル P142

→原則として補助対象外であるが、近年は甚大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の量も膨大になる場合もあり、その処理にあたっては、仮置場の造成が必要となる場合も想定されることから、個別に相談をいただきたい。

(補助対象とした前例)

・平成 16 年新潟県中越地震、平成 17 年台風 14 号、平成 25 年台風 26 号（東京都大島町）

③仮置場の設置にあたっての調査費（土壌調査品等）は補助対象か？・・・災害関係事務処理マニュアル P142

→原則として補助対象外であるが、近年は甚大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の性質も多岐にわたることから、その処理にあたって、仮置場において特に調査費が必要となる場合には個別に相談いただきたい。

④仮置場の原型復旧費は補助対象か？・・・災害関係事務処理マニュアル P142

→原則として補助対象外であるが、公園等の人が多く立ち入る公共性の高い場所の場合には、表層に残ったがれきを除去するため、表土をはぎ取り土入れを行うことは補助対象である。

(補助対象とした前例)

・平成 17 年台風 14 号、平成 25 年台風 18 号、平成 25 年 7 月集中豪雨ほか

⑤仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンスは補助対象か？・・・災害関係事務処理マニュアル P143

→補助対象である。

⑥仮置場に収集した災害廃棄物の飛散防止のための経費は補助対象か？・・・災害関係事務処理マニュアル P142

→補助対象である。